

I.九州産業保安監督部からの連絡事項について

経済産業省 九州産業保安監督部 保安課

I. 九州産業保安監督部からの連絡事項について

目 次

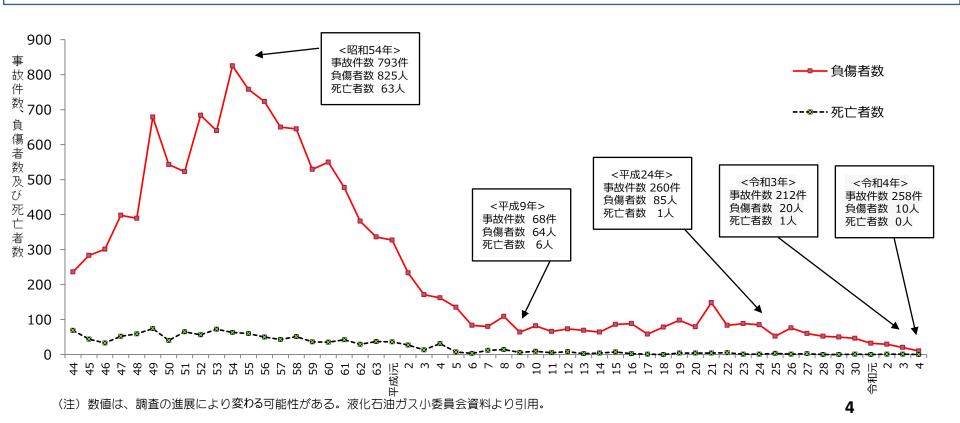
1.	LPガス事故の発生状況について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 3
	(1) 事故全体の状況について(全国)	. 4
	(2) 九州のLPガス事故について(令和4年) ····································	. 6
	(3) 九州の容器の盗難・喪失について(令和4年)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 4
	(4) LPガス事故の報告の徹底・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 9
2.	法令遵守状況について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 3
	(1) 立入検査について	2 4
	(2)令和4年度の立入検査における確認事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 5
	(3) 令和4年度の立入検査における気づき事項	26
3.	最近の法令改正等について	3 1
	(1) 令和3年度以降の法令等改正状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3 3
	①充てん容器の流出防止措置(自然災害防止対策)の強化 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3 3
	②キャンピングカー等に係る30分ルールの代替措置 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3 5
	(2) 今後の法令等改正について	3 6
4.	その他参考事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 4 1

1. L Pガス事故の発生状況について

(1) 事故全体の状況について(全国)

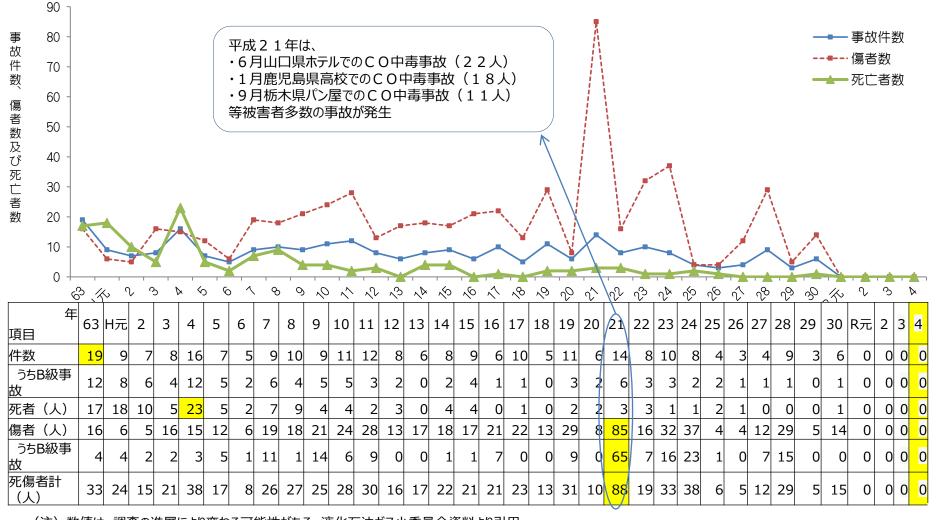
① L Pガス年別事故件数・負傷者数の推移

- ◇事故件数は昭和54年の793件をピークに、マイコンメーター、ヒューズガス栓、ガス漏れ警報器等の普及により平成9年には68件まで大幅に減少したが、平成10年以降増加。
- ◇湯沸器の不正改造問題が発覚し立入検査の強化等により、平成18年には急激に増加。
- ◇令和4年については、
 - 事故件数は前年の212件から46件増加し、258件となった。
 - ・死傷者数は10人と前年の21人から11人減少。液石法が公布された昭和42年以降で最も少ない。
 - ・死亡者数は0人(前年は、1人)



② C O 中毒事故の推移(酸欠は含んでいない)

- ◇CO中毒事故は、平成21年に14件、死傷者数88人と昭和63年以降で最大。
- ◇令和4年はCO中毒事に係る事故は発生していない。



(注)数値は、調査の進展により変わる可能性がある。液化石油ガス小委員会資料より引用。

(2) 九州の L P ガス事故について (令和 4 年) ※修正の可能有

No.	発生日	発生地域	所 管	災害・事故の種 類	災害・事故の概要
1	1/20	長崎県 雲仙市	部	漏えい 【消費】	ホテル内のテナントの改修工事(供給停止中)で厨房排水工事中(コンクリートはつり作業)に誤ってガス管を損傷し、配管に残っていたガスが漏えいした。販売事業者には工事業者から打ち合わせの予定が入っていたが、打ち合わせ前に工事に入ってしまった。 【原因:他工事】
2	1/21	大分県 臼杵市	県	 漏えい 【消毒】	大分県が1/14に立入検査を行ったところ、当該美容室の定期点検・調査の際 (2018/9/18)に微少漏洩あり(漏えい箇所不明)との保安機関からの報告であったが改 善が未実施であった。このため改修を指導したところ、販売店は1/21に改修工事を行い、 漏えいが配管本体からと判明した。 【原因:配管の腐食】
3	2/3	佐賀県 佐賀市	部	漏えい【供給】	一般消費者より「ガスがつかない」と連絡があったため、販売所職員が現地に向かったところ、他工事業者(土木事業者)が誤って埋設配管を切断し、ガスが漏えいしていることが発覚した。事業者がすぐに対処し、供給は再開している。 【原因:他工事】
4	2/7	佐賀県 嬉野市	部	漏えい 【供給】	消費者よりガス臭がするとの連絡で現地を確認したところ、ガスメーターは遮断し、 10kg容器1本(1本立て)が空になっていた。 調査したところ、単段調整器のOリングに 亀裂が発生していた(念のため調整器も交換し、ガス供給を復旧済み)。 【原因:容器交換時の接続ミス】
5	2/15	長崎県 佐世保市	本省	NEフ()	他工事業者がアパートリフォーム中に鉄板にドリルで穴をあけた際に裏にあったガス管(配管) に気づかず、ガス管に穴をあけたもの。現地にて応急処置済み。 【原因:他工事】

No.	発生日	発生地域	所管	災害・事故の種類	災害・事故の概要
6	2/15	宮崎県 宮崎市	部	漏えい 【供給】	集合住宅の消費者よりガス臭がすると消防に連絡があり、消防職員が容器のバルブを 閉めて漏えいを止めた。販売店が調査したところ、メーターの入り口側供給官のユニオン 部から漏えいが認められた。なお、当該箇所は前日にメーター交換作業を行っており、こ の作業後の確認不足。 【原因:施工不完全】
7	4/8	宮崎県 日南市	本省	漏えい 【消費】	他工事業者が水漏れ対応中に個人宅の床板を切断した際に床下にあったガス管(配管)に気づかず、ガス管に穴をあけたもの。 【原因:他工事】
8	4/16	鹿児島県鹿児島市	県	漏えい 【供給】	事業者Aがガスを集中供給しているエリアで土木業者が工事のため地面の掘削を行ったところ、事業者Bのガス管があった。土木業者がAに切断の可否を確認したところAより「切断可」との回答があったため、実際に切断したところガスが漏えいした。 【原因:他工事】
9	4/27	宮崎県 宮崎市	県	漏えい【供給】	バルク貯槽の交換作業のため、マルチバルブからの配管撤去作業中にガス漏れが発生した。マルチバルブの六角ナットと配管連結フクロナットの供回りにより、マルチバルブから台座が外れ、ガスが漏えいした。 【原因:バルブ等の開閉ミス】
10	5/14	福岡県 鞍手郡 鞍手町	県	漏えい火災 【消費】 <mark>軽傷1名</mark>	キッチンカーにおいて8kgボンベの交換時、消費者がガス調整器を取り外し新しいボンベ容器に取付した際、調整器の締め付け不足によるガス漏洩が発生。フライヤー点火時に漏洩したガスに引火し火傷をした。事故後に、消費者が北九州市若松区の自宅へ帰宅し、救急要請を行ったため事故が発覚した。 【原因:ガスボンベと調整器の接続不良によるガス漏洩】

No.	発生日	発生地域	所管	災害・事故の種類	災害・事故の概要
11	6/2	福岡県 久留米市	県	漏えい火災【消費】	飲食店の厨房において、継手接続部(プラスチック被覆鋼管→白管用継手)の腐食によるガスの微小漏えいがあり、近くにあるガス炊飯器の種火に引火した。引火の際にガス配管が損傷したことによりC遮断が発生したものと考えられる。 【原因:配管の腐食】
12	7/5	福岡県 糸島市	本省	漏えい 【供給】	集中供給を受けている戸建住宅の解体中に、誤って埋設管(供給側配管)を損傷 し漏えいが発生した。事業者により損傷箇所を確認、プラグで塞ぐ作業を実施。 【原因:他工事】
13	8/21	熊本県 熊本市 北区	県	漏えい 【供給】	共同住宅敷地内において、住人(借受人)が防草シートを長さ20センチ程度のピンで固定作業中に、埋設してあるLPガス供給管をピン先端部分で破損し漏えいが発生した。 【原因:他工事】
14	9/16	福岡県 行橋市	本省	漏えい 【供給】	顧客よりコンロ不着火の通報。中間ガス栓より漏えいのため増締にて改善したのち、漏えい試験を実施し異常なしを確認。20kg容器が空になっていたため配送業者に翌日の配送を依頼し、供給を再開した。 【原因:接触不良】
15	10/6	長崎県 佐世保市	部	漏えい火災【供給】	マンション(1棟60世帯)の下水道掘削工事中に、ガス埋設管を破損した。破損 箇所からガスが漏えいし、小規模火災となった(すぐに鎮火)。この火災により、現地 別工事で使用していた足場防音シート2枚を焼損。 【原因:他工事】

No.	発生日	発生地域	所管	災害・事故の種類	災害・事故の概要
16	10/19	佐賀県 佐賀市	県	漏えい火災【供給】	水道管工事にともなう掘削作業において重機によりガス管を破損したという連絡を受けて、販売事業者が現地に出動したところ、公道に埋設している戸建住宅への集団供給管(PE25)が破損されていることを確認した。 【原因:他工事】
17	11/17	宮崎県 都城市	県	漏えい 【供給】	事故発生物件の居住者が、駐車場内で運転操作を誤り、バルク貯槽周囲に設置されたフェンスへ衝突した。その結果、フェンスが押され、その影響でガス配管及び捨てバルブが破損し、ガスが漏えいした。 【原因:車の運転手の運転操作ミス】
18	11/22	宮崎県 児湯郡 新富町	県	漏えい 【供給】	サッカースタジアムにおいて水道工事を行っていたところ、埋設配管を破損しガスが漏えいした。 【原因:他工事】
19	11/30	福岡県 北九州市 小倉南区	本省	漏えい火災【消費】	消費者より「寒くなってきたので久しぶりにガスストーブをつけてみたところガス栓付近から炎が出た」との連絡があり、消費者宅を訪問したところ、ガス栓付近の壁が黒くなっていた。消費者からの聞き取りの結果、「ホースをヒューズコンセントガス栓につなげる時にカチッと音がしなかった気がする」とのこと。 【原因:消費者の取扱いミス】
20	12/9	長崎県 島原市	本省	漏えい 【消費】	水道配管改修工事を行っていた医院にて、誤ってガス管(供給管)を切断し漏えいが発生。直ちにメーターガス栓を閉止し供給を停止した。 【原因:他工事】

No	. 発生日	発生地域	所 管	災害・事故の種類	災害・事故の概要
2:	12/15	長崎県 長崎市	部	漏えい 【消費】	うどん店にてガス器具の機器入替時、店主からゆで麺器付近でガス臭がするとの申出があり検査を実施したところ、ゆで麺器下部のガス管から腐食による漏えいが発生していた。 【原因:ガス管の腐食】

※以上のほか、原因が未確定のためLP事故に該当するか不明な事案が2件あります。

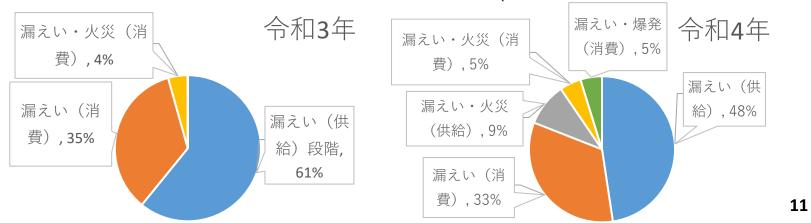
No.	発生日	発生地域	所管	災害・事故の種類	災害・事故の概要
1	9/17	長崎県 対馬市	部	漏えい火災 【消費】 <mark>軽傷2名</mark>	台所においてコンロによって料理中、背を向けて調味料を取ろうとした瞬間に爆発したとのこと。 【原因:調査中】
2	10/25	福岡県 福岡市 早良区	県	漏えい火災	飲食店従業員より「敷地内で湯沸かし器が燃えている」との通報が入った。飲食店は全焼し、隣接の店舗に延焼した。販売店にヒアリングを行ったところ、「消火活動中に販売店が現地到着。消防に確認の上被害拡大防止のため、50kg容器×2本のバルブを閉止した。」とのこと。 【原因:調査中】

現象別の発生状況

※令和4年の件数には原因未確定の2件は含まず

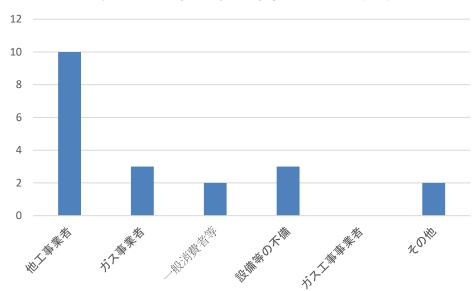
		漏之	えい			漏えい	・火災		(爆発	漏えい stに至っ				CO中ā	毒・酸ク	7	計
	件	数	割	合	件	-数	割	合	件	-数	割	合	件	-数	割	回	
令和4年	1	7	81	L%	;	3	14	4%		1	5	%	(0	0	%	21
令和3年	2	2	96	96%		1	4%		(0	0	%	(0	0	%	23
令和2年	2	0	83	3%		4	17%		(0	0	%	(0	0	%	24
令和元年	2	6	81	81%		2		6%		4	13%		0		0%		32
平成30年	年 18 72 %		2		8%		3 12%		2%	2		8%		25			
	供給	段階	消費	段階	供給	段階	消費	段階	供給	段階	消費	沒階	供給	段階	消費	段階	•
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	
令和4年	10	48%	7	33%	2	9%	1	5%	0	0%	1	5%	0	0%	0	0%	
令和3年	14	61%	8	35%	0	0%	1	4%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	
令和2年	17	71%	3	12%	0	0%	4	17%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	
令和元年	20	63%	6	19%	0	0%	2	6%	0	0%	4	13%	0	0%	0	0%	
平成30年	13	52%	5	20%	0	0%	2	8%	0	0%	3	12%	0	0%	2	8%	

- ■事故件数は23件(原因未確定事故2件含む)、R3年の年間23件と同数
- 例年供給設備での事故の件数が消費より多く漏えい後火災まで至るのは消費側だが、 令和 4 年は供給側でも火災が発生
- ■令和4年は残念ながら人災2件(軽傷3名)が発生(原因が確定したものに限れば1件(軽傷1名))

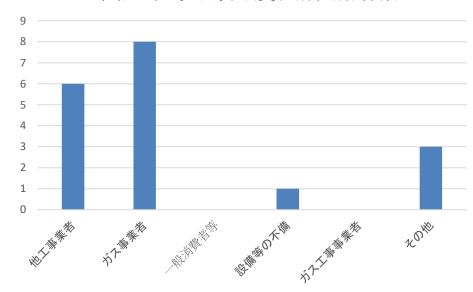


原因者等別事故の発生状況

令和4年:事故原因(責任所在別)件数



令和3年:事故原因(責任所在別)件数

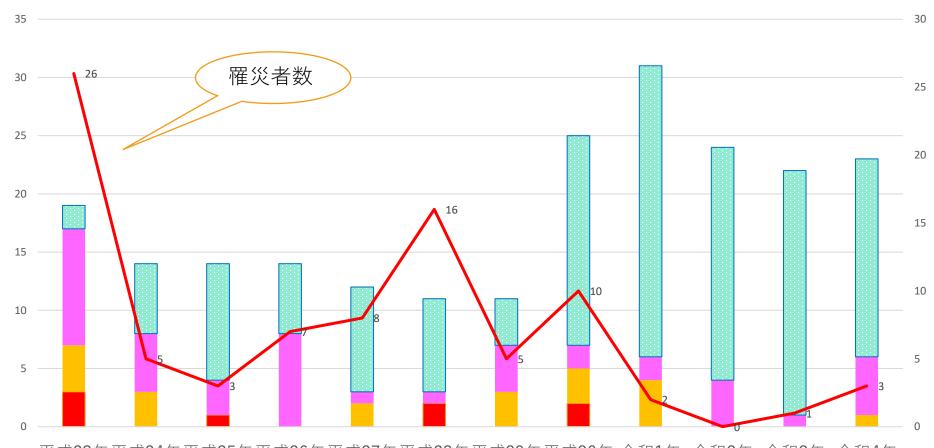


- ■他工事業者に起因する事故は増加している。
- ■作業ミスや配管等の腐食など、あってはならないかつ 絶対に防ぎたい事故も減っていない。
- ■一般消費者に起因するものも
- ■その他:自動車の衝突、DIYによるもの

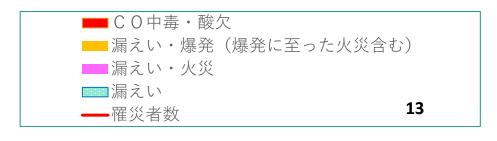
- ■他工事業者に起因する事故は例年どおり。
- ■ガス事業者に起因する事故が増加している。
- ■液石関係者の作業ミス、配管等の腐食など、あっては ならないかつ絶対に防ぎたい事故も相変わらず減っていない。
- ■その他のうち、建物の老朽化による配管損傷が2件

最近の九州の L P 事故の発生状況

事象別事故(平成23年から令和4年)



平成23年平成24年平成25年平成26年平成27年平成28年平成29年平成30年 令和1年 令和2年 令和3年 令和4年



No.	覚知日	発生地域	盗難・喪失	災害・事故の概要
1	1/5	鹿児島県 肝属郡 大隅町	盗難	製茶工場のガス検針時に20kg2本立ての1本が紛失しているのを発見した。
2	1/18	熊本県 阿蘇市		作業場事務所に設置していた容器20kg 1 本が無いと、作業場より連絡があり、盗難を確認した。なお、当該容器は令和4年1月12日に配送されており、1月18日までの間に盗難されたものと推定。
3	1/27	宮崎県 児湯郡 川南町		2021年12月よりリフォーム中の貸家に設置していた20kg2本立ての容器が2本ともなくなっているのを現場確認の販売事業者が1/27に発見した。なお、リフォームに当たって販売事業者は工事業者と打ち合わせは行っており、完了後に連絡をもらうことになっていた。
4	2/28	宮崎県 宮崎市		2月28日に長期滞留容器の交換に出向いたところ、供給設備が全てなくなっていた。当該物件は2021年12月より空家になっていたが、リフォームし都市ガスに切り替えるため、都市ガス事業者が供給設備を撤去していたが、撤去の際には容器(20kg2本立て2本とも)はなくなっていたとのことで、それ以外の供給設備は都市ガス事業者より返却された。
5	4/11	熊本県 阿蘇郡 高森町		公民館に設置していた容器10kg 1 本が無いと関係者より連絡があり、盗難を確認した。なお、当該容器は令和4年3月30日から4月10日までの間に盗難されたものと推定。

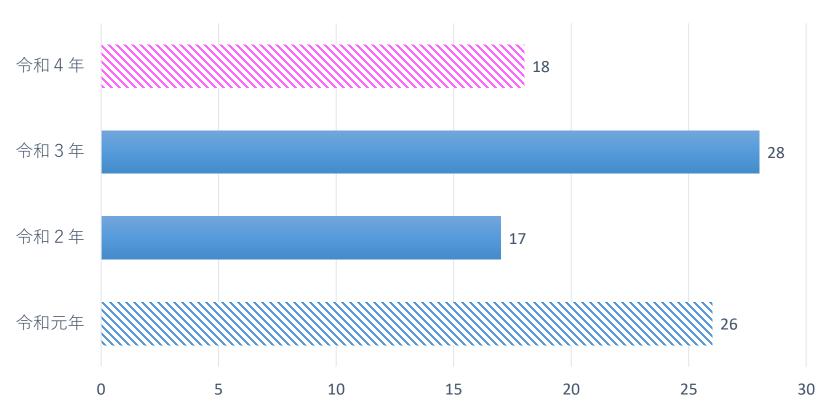
No.	覚知日	発生地域	盗難·喪失	災害・事故の概要
6	5/25	福岡県 (詳細不明)	盗難	事業者Aより事業者Bに対し、シリンダー容器を445本リースしていた。Bは令和4年1月21日に倒産したが、その際に容器の返却が無かったためAにて自主回収を開始した。 Bの配送業務委託先や顧客引継ぎ先等の調査を続け441本を回収することができたが、残り4本については想定される範囲すべて調査したものの発見に至らなかった。
7	5/30	福岡県北九州市	<u> </u>	配送担当者が当該顧客の供給設備横走行中に自動切換調整器の片切れ表示を目視にて確認。 容器残量の確認を行いに訪問すると、設置容器20kg×2本柱の1本が紛失していることを発見した。
8	6/20	福岡県 (詳細不明)	喪失	容器所有者より質量販売容器の返却依頼があり、容器の所在の確認を行った。うち10kg容器3本については、代表者の急逝により十分な引継ぎができておらず、また伝票等(納品書)が見つからなかったため、消費先を特定できなかった。
9	7/7	佐賀県 伊万里市	盗難	7月6日に消費者からガスを使用しようとしたら使えず、確認したら容器がなくなっている旨連絡があり、現場に駆け付けたところ、高圧ホースが切断され、高圧ホースを含めて10kg容器2本が盗難にあっていることを確認した。なお、直近で7月4日の昼間は使用できていたことから、7月4日の昼間から6日の夕方の間に盗難にあったと思われる。
10	7/13	佐賀県 武雄市		空家に設置されていた容器を回収しようと販売事業者が現地に向かったところ、20kg容器2本のうち、1本がなくなっていた。

No.	覚知日	発生地域	 盗難・喪失 	災害・事故の概要
11	7/20	福岡県 糟屋郡 新宮町	喪失	空家調査で設置先の物件を訪問した際に容器の紛失(20KG容器2本)を確認。 調査の結果最後に確認した時から1年程経過しており空家解体後に既に別の建物が建築されており、解体業者がメーター、調整器、ボンベも廃棄したことが判明した。 解体業者に問い合わせて調査したが、廃棄先は不明であった。
12	7/20	福岡県 北九州市	盗難	空家調査で20KG容器1本設置先の物件を訪問した際に容器の紛失を確認。 調査の結果最後に確認した時から1年程経過しており空家解体後に既に別の建物が建築されており、解体業者がメーター、調整器、ボンベも廃棄したことが判明した。 解体業者に問い合わせて調査したが、廃棄先は不明であった。
13	8/8	宮崎県 延岡市	 	閉栓中の消費者宅に設置していた20kg容器2本のうち1本が盗難された。当該容器は2022年4月27日に設置しており、販売事業者は、2か月おきに容器の確認を行っていた。また、同年6月21日に、 消費者がしばらく不在 となるため、閉栓している。同年7月に確認した際には容器が設置されていることを確認していた。同年8月8日に確認したところ、容器1本が盗難されていることを確認した。
14	9/2	大分県 別府市	喪失	リフォーム工事中である一般住宅において、工事業者よりガス配管に関する問い合わせを受けたため、令和4年9月2日10時頃に社員が現地を訪問したところ、20kg容器2本設置のうち1本が無くなっていた。工事業者や近隣に移住している者に聞き取りを行ったが、気づいた者はおらず、盗難によるものと判断し、16時頃警察署に被害を届け出て、担当刑事とともに現場確認を行った。
15	9/20	長崎県 長崎市	市生	詳細確認中 (個人宅にて盗難。配送センター担当が付近を通りかかった際に、容器1本が無いことに気付き、販売店へ連絡。 <mark>消費者は入院中のため不在</mark> 、ドライブレコーダーの記録から、9/13は異常なし、9/17 には容器がなくなっていた。)

No.	覚知日	発生地域	盗難·喪失	災害・事故の概要
16	10/8	鹿児島県 薩摩郡 さつま町	盗難	消費者より「ガスがつかない」との連絡を受け現場確認したところ、容器がなくなっていることを確認。撤去は行っておらず、配送担当者も心当たり無し。盗難と捉え、消費者よりさつま警察署へ連絡を入れ、現場検証。
17	10/24	熊本県 熊本市	盗難	L Pガス消費者が帰宅後ガスの使用ができなかったので、容器を確認したところ、容器が無いことが 判明し、合志警察署及び販売店に通報した。同日、現地検証が行われた。
18	11/18	鹿児島県 鹿児島市	盗難	販売事業者によるメーター検針時に容器がなくなっていることを確認。容器詳細については,配送委託業者に確認を取り,警察へ情報提供。警察から盗難による被害ということで被害届の説明を受け, 29日に販売事業者が被害届を提出。

(3)九州の容器の盗難・喪失について(令和4年)





- ・令和4年の自然災害による容器の喪失は4件(台風14号によるもの)
- ・長期滞留容器調査時や倒産等による容器返却時に判明した案件が複数あり。 (表のNO. 箇所を緑色で塗色)
- ・空き家等無人の建物からの盗難事案が複数あり(表の赤字)
- ・発生箇所(市町村)に偏りは見られない

(4) LPガス事故の報告の徹底

事故報告は遅滞なく、事故発生箇所の県へ

- ■漏えいなどの事故(特定消費機器に関する事故以外)は、発生場所を所管する県に連絡してください。
- ※事故報告の遅延が認められます。これはと迷う場合はすぐ連絡!!

注意:漏えいは、基本事故と考えて対応をお願いします。

- 一部除外できるものは以下のとおり
 - 接合部等からの微量の漏えい(いわゆるカニ泡程度)
 - ◎ 自殺、故意、いたずら (はっきりとするまでは事故扱い)
 - ◎ 自然災害(設備の不備を除く)
- ※報告遅延案件例
 - ・配管(接合部ではない箇所)からの漏えい
 - ・調整器不具合での漏えい
 - ・いたずらの可能性が高い(と思われる)漏えい
 - ★怪しげ、迷う場合は、事故として対応してください。はっきりとした段階で事故案件から除外します。
 - ※ガス事業法と事故対応が異なります。

漏えいはガス事業法では事故年報あつかいですが、液石法では速報!間違えないように!!

高圧ガス保安法第63条(事故届)

第一種製造者、第二種製造者、販売業者、<u>液化石油ガス法第六条の液化石油ガス販売事業者</u>、高圧ガスを貯蔵し、又は消費する者、容器製造業者、容器の輸入をした者その他高圧ガス又は容器を取り扱う者は、次に掲げる場合は、**遅滞なく**、その旨を**都道府県知事**又は警察官に届け出なければならない。

- ・その所有し、又は占有する高圧ガスについて災害が発生したとき。
- ・その所有し、又は占有する高圧ガス又は容器を喪失し、又は盗まれたとき。

(4) L Pガス事故の報告の徹底

高圧ガス保安法第63条(事故届)

第一種製造者、第二種製造者、販売業者、<u>液化石油ガス法第六条の液化石油ガス販売事業者</u>、高圧ガスを貯蔵し、又は消費する者、容器製造業者、容器の輸入をした者その他高圧ガス又は容器を取り扱う者は、次に掲げる場合は、遅滞なく、 その旨を都道府県知事又は警察官に届け出なければならない。

- その所有し、又は占有する高圧ガスについて災害が発生したとき。
- ・その所有し、又は占有する高圧ガス又は容器を喪失し、又は盗まれたとき。

液化石油ガス保安規則第九十六条(事故届)

法第六十三条第一項の規定により、都道府県知事に事故を届け出ようとする者は、様式第五十七の事故届書(特定消費設備に係る事故の場合にあっては様式第五十七の二の事故届書)を事故の発生した場所を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

液化石油ガス保安規則第九十三条の二(報告の徴収)

法第六十一条第一項の規定により、液化石油ガス第六条の液化石油ガス販売事業者は、同法第二条第五項に規定する消費設備(ガスメーターと末端ガス栓の間の配管その他の設備を除く。以下「特定消費設備」という。)について次に掲げるいずれかの事故が発生したときは、直ちに事故の発生日時及び場所、概要、原因並びに当該事故に係る特定消費設備の製造者又は輸入者の名称、機種、型式及び製造年月その他参考となる事項について、電話、ファクシミリ装置その他適当な方法により事故の発生した場所を管轄する産業保安監督部長に報告しなければならない。

- 一 特定消費設備の使用に伴い人が死亡し、中毒し又は酸素欠乏症となった事故
- 二 特定消費設備から漏えいしたガスに引火することにより発生した負傷又は物損事故

L Pガス事故(特定消費設備)に関する国への連絡先

- ■平日「執務時間内」(8:30~18:00頃)
 - 九州産業保安監督部 保安課(直通) TEL:092-482-5469

FAX: 092-482-5932

- ■夜間、休•祝日
 - ①保安課長 携帯 080-5471-7276 メール kyushu-hoankacho@ezweb.ne.jp
- ②総括課長補佐 携帯 080-5471-7282 メール kyushu-hoanbousai@ezweb.ne.jp

(別表2)

液化石油ガス保安規則第93条の2、第96条(特定消費設備に係る事故に限る。)並びに液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第131条第2項の運用について

(平成18:12:26原院第5号)

記の1

(2) 液石則第93条の2及び第96条に規 定する事故報告及び事故届に係る特定消費 設備の機種について

事故報告及び事故届に係る特定消費設備の機種については、別表2の中から選択すること。

特定消費設備の名称及び機種

/a	りた的貝殻師の石がか	又 0 7 及 1 里
名 称	機	種
燃焼器具	瞬間湯沸器	その他湯沸器
	ガスストーブ	風呂釜
	家庭用こんろ	家庭用オーブン
	家庭用炊飯器	その他家庭用
	業務用こんろ	業務用オーブン
	業務用レンジ	業務用フライヤー
	業務用炊飯器	業務用グリドル
1	業務用酒かん器	業務用おでん鍋
	業務用蒸し器	業務用焼き物器
	業務用食器消毒保管庫	業務用煮沸消毒器
	業務用湯せん器	業務用めんゆで器
	業務用煮炊釜	業務用中華レンジ
	業務用食器洗浄機	業務用その他
硬質管	金属管	金属フレキシブルホース
低圧ホース	液化石油ガス用継手金具付低圧	低圧ホース (その他)
	ホース	
ゴム管等	ゴム管 (両端迅速継手あり)	ゴム管 (その他)
	塩化ビニルホース(両端迅速継	塩化ビニルホース(両端ゴム継
	手あり)	手付)
末端ガス栓	ガス栓 (ホースエンド)	ガス栓 (迅速継手)
	ガス栓 (フレキガス栓)	ガス栓 (その他)
その他	その他	
		Lane

「瞬間湯沸器」、「その他湯沸器」、「ガスストーブ」又は「風呂釜」の場合は、給排気方式として、「開放式」、「自然排気式」、「強制排気式」、「バランス外壁式」、「バランスチャンバ式」、「バランスダクト式」、「強制給排気式」又は「屋外式」の別を記入すること。

「その他家庭用」、「業務用その他」、「ガス栓(その他)」又は「その他」の場合は、 具体的に名称を記入すること。

ガス栓には、過流出安全機構及び検査孔の有無を併記すること。その他、過流出安全機構を内蔵していないガス栓の場合、接続具として安全アダプター (外挿式に限る。)の有無を併記すること。

液化石油ガス法に係る事故の定義等(液化石油ガス事故対応要領)

(1) LPガス事故

液化石油ガス法に係る事故とは、液化石油ガス法が適用となる貯蔵施設、充てん設備(供給設備に接続しているもの又は充てん設備の使用の本拠の所在地にあるものに限る。)、一般消費者等に係る供給及び消費段階に発生したものであって、次の各号の一に該当するもの(以下「LPガス事故」という。)をいう。

① 漏えい

液化石油ガス(以下「LPガス」という。)が漏えいしたもの。(火災に至らず、かつ、中毒・酸欠等による人的被害のなかったものに限る。)ただし、接合部等からの微量の漏えい(ネジ又はゴム管接合部等に石けん水を塗布した場合、気泡が発生する程度)は除く。

- ② 漏えい爆発
- LPガスが漏えいしたことにより、爆発が発生し、又は爆発による火災に至ったもの。
- イ. 漏えい爆発 (漏えいしたガスによる爆発のみの場合)
- 口. 漏えい爆発・火災 (漏えいしたガスによる爆発後火災の場合)
- ③ 漏えい火災
- LPガスが漏えいしたことにより火災(消防が火災と認定したものに限らない。)に至ったもの。(上記②を除く。)
- ④ 中毒・酸欠
- L P ガス消費設備の不完全燃焼又は L P ガス若しくは排気筒等からの排気ガスの漏えいにより、一酸化炭素中毒又は酸素欠乏の人的被害のあったもの。
- (2) 充てん容器又は残ガス容器の喪失・盗難

次の各号の一に掲げるものに限る。

- ① 供給設備のうち、消費設備に接続しているもの。
- ② 消費設備(移動中のものを除く。)
- ③ 貯蔵施設に貯蔵してあるもの。
- (3) その他の事故

次の各号の一に掲げるものは、L Pガス事故には該当しない。(※(2)は除く)

- ① 自殺、故意、いたずら等が原因による事故。
- ② 自然災害による事故。(事故原因が地震時の転倒防止措置の不備、落雪等の防止対策(雪囲い、保護板の設置等)の不備等、保安対策が不十分であると認められる場合を除く。)
- 例)地震による家屋の倒壊に伴う設備の破損等の事故。
- 例)洪水・土砂崩れ等による設備の破損等の事故。
- ③ カセットコンロ及びカセットコンロ用容器等に係る事故。
- ④ L P ガスの漏えいがない状態で、L P ガス燃焼器具(これらに付帯するものを含む。)が過熱し、又は故障したもの及び燃焼器具の炎が周囲の物に燃え移ったことによる火災等。
- ⑤ その他上記(1)に掲げるLPガス事故に該当しない事故。
- 例) 自動車の飛び込みによる事故。

2. 法令遵守状況について

立入検査までの流れ

- 1. 立入検査実施要領(内規)に基づき実施。
- 2. 当該年度の立入検査計画の策定(年度初に策定)。
 - ※立入検査先の選定方針は、
 - ①これまでに行政処分等を受けた事業者
 - ②これまで立入検査が未実施の事業者、前回実施から相当期間を経過している事業者
 - ③事故等新たに問題が発生した事業者

等について重点的に実施。

- 3. 事業者へ立入検査実施の旨の通報。
 - ※3日前までに連絡が基本。事前連絡なしの場合もあります。
- 4. 帳簿・契約書等の確認。場合によっては消費者先での現場確認。

- 5. 法令違反が認められた場合、その違反実態に応じて厳格に対応。
- 6. 違反等の内容をHPに公表。必要に応じプレスに公表。

最近における九州産業保安監督部の立入検査状況

- ・平成30年度 13件 (確認書交付 6件)
- ·令和元年度 11件 (確認書交付 9件)
- · 令和 2 年度 4 件 (確認書交付 0 件)
- · 令和 3 年度 1 0 件 (確認書交付 3 件)
- ·令和4年度 14件 (確認書交付 7件)

(2) 令和4年度の立入検査における確認事項(確認書を交付し、改善報告を指示)

令和4年度 九州産業保安監督部の立入検査の主な確認事項(確認書を交付し、改善報告を指示)

○点検・検査の結果が「否」の場合の、否となった原因に対する措置を執らなかった場合に生じる結果に ついて、委託元に通知を行っていない。

規則第39条第2項第6号

- 〇当該保安機関に所属していない者が保安業務を実施している(保安業務の再委託)。 法第34条第2項
- ○書類が適時に提出されていなかった。

法第8条(販売所等変更届)、業務主任者の選解任届(法第19条第2項、規則第22条 第5項)、販売事業報告及び保安業務実施報告(規則第132条)

- ○A社との配送契約のみで保安業務を実施していた。
- ○事業所単位での委受託の範囲が明確でない。法第28条
- ○消費者等に対して実施すべき保安業務が長期間にわたり多数実施されていない。 法第27条
- ○委受託契約書で定めた報告期限内に調査結果の報告を行っていない。
- ○保安機関からの"否"の報告が速やかに行われていない。
- ○委受託契約書と保安業務規程の整合性がとれていない。

- (3) 令和4年度の立入検査における気づき事項(口頭指示、気になったことなど)
- ○委受託契約書が旧会社名で交わされているままで、社名変更後の覚え書き等がない。
- ○委受託契約書で点検・調査等の報告は相手保安機関の保安業務規程によるとなっているが、 把握できていない。
- ○調査結果を販売店に月1回帳票等で報告しているが、報告日や受理日がない。 確実に届いたかどうか、規程や契約書どおりの期限で報告されているかが不明。
- ○担当者(実施者)と確認者の押印が同一。ダブルチェックができていない。
- ○保安業務規程の下部規程(別途必要に応じて定めるとされている要領等)が定められているが、 すぐに確認できる状態にない。
- ○販売所の貯蔵施設の表示がわかりづらい(場所、大きさ)。表示すべき面に表示がない。 また、文字が消えている(特に赤字部分)。
- ○貯蔵施設のすぐ脇に駐車スペース(区画線)がある。実際に駐車しているケースもある。
- ○販売事業者の登録の表示のサイズが規定どおりでない。黒枠で40cm×30cm。

(3) 令和4年度の立入検査における気づき事項 (こんなエキが)

- ○調整器などの期限管理票(月ごとの件数)を、進捗がわかるよう見える化している
 - ・ホワイトボードに書き出し
 - ・プリントアウトしたものを貼り付け
- ○データの電子化による業務の効率化

[注意点]

- ・電子化の目的は?
 - →書類の紛失の防止
 - →必要とする書類への容易なアクセス
 - →特定の条件によるデータの抽出
 - →データの一元管理
 - →業務の効率化
- ・課題
 - →セキュリティに問題はないか (外部からのアクセス、内部でのアクセス権限)
 - →不測の際(災害等)のデータの確保は?(二重化)
 - →操作性はどうか(担当が変わっても容易に引き継げるか)

赤は消えやすい!

手書きの黒マジックも案外消えやすい!

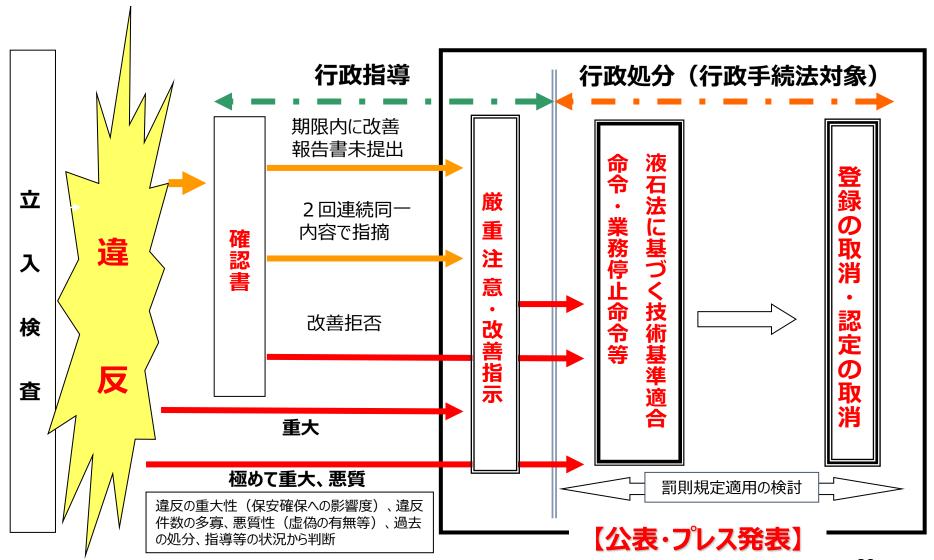
表示の意味を もう一度考えてみましょう。





立入検査に係る処分等の流れの例示

(本例示はあくまで目安であり、実際の処分等は規定等に基づき違反実態に応じて決定)



立入検査の重点事項(令和4年度)

- ■立入検査においては、昨年度、実施した立入検査での指導内容の実績及び L P ガス事故の特徴を踏まえ、次に掲げる事項を重点的に確認する。
 - ①保安業務に係る委託業務の内容
 - ②保安業務の実施状況
 - ③緊急時対応の体制
 - ④他工事対策等の周知状況
 - ⑤液石法第14条第1項に基づく書面の交付状況
 - ⑥液石法第16条に基づく貯蔵施設等に係る基準適合義務等の遵守状況
 - ⑦液石法第16条の2に基づく供給設備に係る基準適合義務の遵守状況
 - ⑧燃焼器等の消費設備調査の実施状況
 - ⑨業務主任者の職務の実施状況
 - ⑩ L Pガス販売事業者等が備える帳簿への記載状況
 - ⑪質量販売における基準の適合状況

3. 最近の法令改正等について

(1)令和3年度以降の法令等改正状況(新型コロナ関係臨時措置除く)

[2022/12/28]

●バルク供給及び充てん設備に関する技術上の基準等の細目を定める告示の一部改正

【2022/7/15】

- ●キャンピングカー等に係る30分ルールの代替措置(②)
 - ・保安業務に係る技術的能力の基準等の細目を定める告示等の一部改正

[2021/6/18]

- ●充てん容器の流出防止措置(自然災害防止対策)の強化(①)
 - •液石法施行規則の一部の改正
 - ・液石法施行規則の機能性基準の運用についての一部の改正 (例示基準の改正)

①充てん容器の流出防止措置(自然災害防止対策)の強化

何を:1m以上浸水すると予想されている一般消費者等の充てん等容器について

※浸水区域が0.5m~3mの区域で示されていたとしても、1m未満であるか不明な場合は対策が必要となる。

いつまでに:令和3年12月1日から ※新規一般消費者宅はすでに対策が必要

ただし、令和3年12月1日時点で設置済みの施設は令和6年6月1日まで猶予

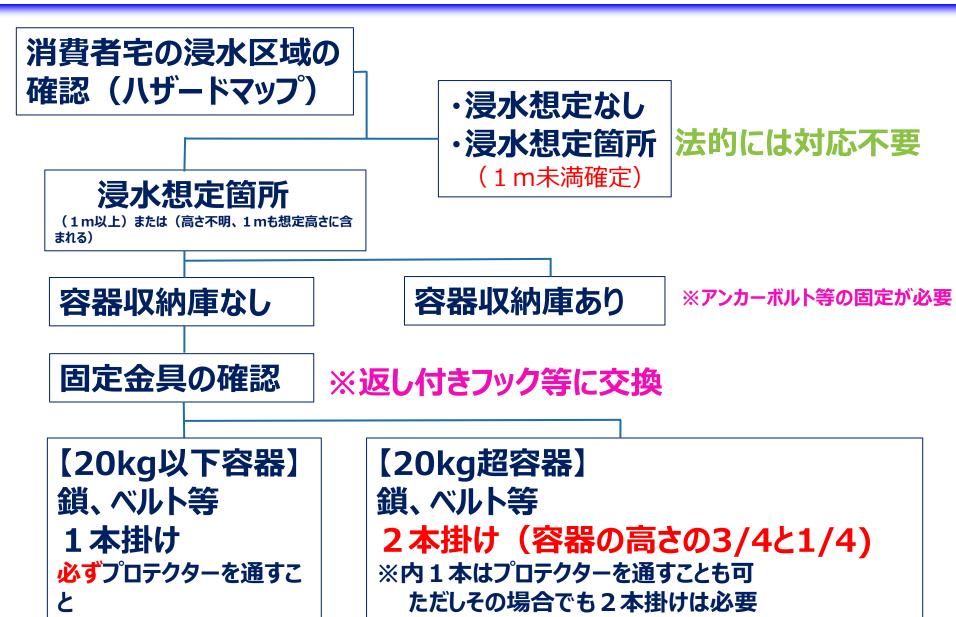
- 注) 1 m以上浸水する箇所の新たな供給設備は令和3年12月1日以降は流出防止対策が必要
- 注) 1 m以上浸水する箇所の既存設備も、令和6年6月1日を過ぎると流出防止対策が必要。
- ※ あと2年強ですべての一般消費者への対応・対策を完了することが必要。

どうする: 販売事業者は流出防止対策を講ずる必要がある。

どうなる:保安機関は容器交換時などの点検時、転倒防止措置の確認が必要となる。

- ※ 個別の一般消費者宅で流出防止対策が必要な場所かわかるか?
- ※ 販売店と保安機関との情報共有が必要!!

①充てん容器の流出防止措置(自然災害防止対策)の強化



※容器の遊びは少なく堅固に固定する。

②キャンピングカー等に係る30分ルールの代替措置

キャンピングカー等の30分ルール見直し(液化石油ガス法 保安業務告示・通達改正)



液化石油ガス法において、保安業務を行う保安機関に対 し、保安確保の観点から、緊急時対応として、「保安業務 に係る一般消費者等の供給設備及び消費設備には原則とし て30分以内に到着し、所要の措置を行うことができる体 制を確保すること」が求められている(以下「30分ルー ル という。)。

今回改正の追加事項 (一定の条件を満たした場合は 30分ルールから除く)



緊急時に所要の措置を自ら行う

令和4年7月 ガス安全室

緊急時対応に関する講習の課程を修了し、緊急時に所要の措置を自ら行 うことについて、当該液化石油ガス販売事業者の確認を受けた消費者

緊急時対応について以下に限り、30分ルールから除く。(注1) 質量販売(注2)により販売した液化石油ガスをキャンピングカー等の 屋外において移動して使用される消費設備により消費する一般消費者 等であって、緊急時対応に関する講習の課程を修了し、かつ、緊急時 に所要の措置を自ら行うことについて、当該液化石油ガス販売事業者 の確認を受けたものの消費設備。

(注1) 緊急時対応以外の保安業務については従来通りである。例えば、緊急時連絡に関し、保安業務を行 う保安機関が、一般消費者等に対し適切な指示・助言をすることは変わりない。

(注2) 質量販売においては、LPガス容器~調整器~燃焼器まで消費設備であり、消費者が管理を行う。

質量販売緊急時対応講習(4時間以上)

科目	範囲
液化石油ガ	一 液化石油ガスに関する物理・化学の基礎知識
スの基礎	二 液化石油ガスの性質等
各種設備の	一 液化石油ガス容器等
機能、取扱	二 調整器
L)	三 燃焼器
V -	四 安全機器
緊急時の対	一 非常時の措置(ガスが漏えいした場合、漏えいした
処の方法	ガスに着火した場合)
7249771E	二損害賠償責任保険
	一 高圧ガス保安法 第1章 (総則) 、第2章 (事
	業)、第3章(保安)、第4章(容器等)及びこれ
	らに関係する政令、省令、告示、通達等
関係法令	一二 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関
	する法律 第1章(総則)、第2章(液化石油ガス
	販売事業)、第3章(保安業務)、第4章の2 (液化石油ガス設備工事)及びこれらに関係する政
	(液化石油が入設備工事)及びと代うに関係する政 令、省令、告示、通達等
	ラーロンコングを作べ

液化石油ガス法における質量販売緊急時対応講習受講修了証

氏 名 00 00 生年月日 〇年〇月〇日 修了年月日 〇年〇月〇日 修了証番号 〇〇〇〇

上記の者は液化石油ガス法における 質量販売緊急時対応講習を修了した 者であることを証明する。

〇年〇月〇日

講習実施機関名

写真

〇年〇月〇日まで有効

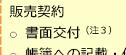
を購入する際に、受講修了証を提示する。 • 緊急時に所要の措置を自ら行うことについて、

販売事業者の確認を受ける。

• 質量販売を扱う販売事業者から液化石油ガス

- 帳簿への記載・保存(注4)
- 。 周知 ^(注5) 、消費設備調査、緊急時連絡等
- (注3) 緊急時連絡先等の情報も含まれる。
- (注4) 緊急時における措置を自ら行うことについての確認書類 や受講修了証の控えを含む。
- (注5) 災害防止に必要な事項等を一般消費者等に周知する。







(2)今後の法令等改正について

【2023/4/1施行】

- ・液化石油ガス販売事業者の登録等の権限を都道府県から政令指定都市に委譲するため の法律改正
- ※第12次地方分権一括法により、都道府県から政令指定都市へ委譲(2023/4/1施行)
- ○九州の委譲については、以下のとおり福岡県 → 北九州市消防局予防部規制課

· → 北九州市消防局予防部規制課 福岡市消防局予防部指導課

熊本県 → 熊本市消防局予防部指導課

液化石油ガス販売事業者の登録等に係る事務・権限を都道府県から指定都市へ移譲 (液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律)

液石法(注1)

○液石法は、高圧ガス保安法から液化石油ガスの一般消費者 等の保安に関する部分を抜き出した法律であるが、<u>液石法</u> は都道府県、高圧ガス保安法は指定都市が許可等を行う。

○液化石油ガス事業者が、<u>民生用(液石法)と工業用(高圧法)の</u> 両方の事業を実施する場合は、液石法及び高圧ガス保安 法双方の手続きが必要。

高圧法適用

適用



商用 都道府県

台定都市

現

行

改

īE

後

民生用と工業用の両方の 事業を実施する事業者

支障

- ○液化石油ガス事業者が、両法の適用を受ける場合、
- ①都道府県と指定都市は、それぞれが受け付けた申請等について、情報共有を図る必要があるほか、事故対応の際に、都度調整を要するなど事務負担となっている。
- ②両法の適用を受ける事業者は、都道府県及 び指定都市の双方で手続きをしなければなら ず、利便性を欠く。

○液石法に基づく都道府県の事務・権限について、 指定都市に移譲する。

法令	主な手続き	権限者
高圧ガス 保安法	・製造の許可、貯蔵の許可 ・販売事業者の届出 ・事故届	指定都市の長 (又は都道府県知事)
液石法	・販売事業者の登録 ・保安機関の認定 ・貯蔵施設及び特定供給設 備の設置許可等 ・充てん設備の許可、検査等 ・立入検査等	都道府県知事 指定都市の長 (又は都道府県知事) (注2)

効果

- ①指定都市が一体的に所管することで、行政事務 の効率化及び液化石油ガスの保安に関する統 一的な指導等が可能となる。
- ②両法に係る窓口が一本化されることにより、事業 者の利便性向上が図られる。



(施行日: 令和5年4月1日

- (注1) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号)
- (注2) 二以上の都道府県の区域内に販売所を設置してその事業を行おうとする場合は経済産業大臣の登録等が必要。

改正条文はP41・P42を参照ください。

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 (液化石油ガス法)の改正について

- 本改正は、液化石油ガス法についての都道府県知事の事務・権限(販売事業の登録、 保安機関の認定、貯蔵施設の設置許可等)を指定都市の長に移譲するもの。
- 「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(第12次地方分権一括法)として改正。
- 2022年5月13日成立、同年5月20日公布。2023年4月1日施行。

液化石油ガス法における事務・権限の移譲等の概要(黄色が改正部分)

	経済産業大臣又は都道府県知事の 権限に属する事務		都道府県知事の権限に属する事務		経済産業大臣又 は都道府県知事 の権限に属する 事務	経済産業大臣の 権限に属する 事務	経済産業大臣又 は都道府県知事 の権限に属する
			試験事務及び免 状交付事務 <u>以外</u>	免状交付事務 及び試験事務	試験事務	争份	事務
事務・権限 の内容	 ≫液化石油ガス 販売事業 (法第2章) ≫液化石油ガス 販売事業者の 認定(法第3章 の2) 	➤ 保安業務 (法第3章)	 ⇒ 貯蔵施設等の充てんのための設備(法第4章) ⇒ 液化石油ガス設備工事(法第4章の2第1年) ★ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※	液化石油ガス 設備工事 (法第4章の2 第1節)*第38- 条の4~第38条の9	▶ 指定試験機関 (法第4章の2 第2節)	▶ 液化石油ガス 器具等 (法第5章)	雑則 (法第6章)*報告聴取、 立入検査等
改正法に おける権限 移譲の 対応	都道府県知事の権限を指定都市の長に移譲		移譲対	対象外	法改正の必要 なし(現行条文 で市長が含まれ ている)	都道府県知事 の権限を指定 都市の長に 移譲	

(参考)

法律改正により都道府県知事から指定都市の長へ移譲予定の事務・権限(液化石油ガス法条文)(次頁に続く)

液化石油ガス法条項	内容
	第2章 液化石油ガス販売事業(第3条一第26条の3)
第3条第1項及び第2項	液化石油ガス販売事業者の登録
第3条の2	液化石油ガス販売事業者登録の実施
第4条	液化石油ガス販売事業者の登録の拒否
第6条	登録行政庁等の変更の届出の受理
第8条	液化石油ガス販売事業者の氏名等の変更の届出の受理
第10条第2項及び第3項	液化石油ガス販売事業者等の地位の承継の届出の受理
第13条第2項	液化石油ガス販売事業者に対する災害発生防止措置命令
第14条第2項	一般消費者等への書面の交付又は再交付の命令
第16条第3項	貯蔵施設等に関する技術上の基準等への適合命令
第16条の2第2項	供給設備に関する技術上の基準への適合命令
第19条第 2 項	業務主任者の選任又は解任の届出の受理
第21条第2項	業務主任者の代理者の選任又は解任の届出の受理
第22条	業務主任者等の解任の命令
第23条	液化石油ガス販売事業等の廃止の届出の受理
第24条	液化石油ガス販売事業者の登録の失効
第25条	液化石油ガス販売事業者の登録の取消し
第26条	液化石油ガス販売事業者の登録の取消し又は液化石油ガス販売事業の停止の命令
第26条の2	液化石油ガス販売事業者の登録の消除
	第3章 保安業務 (第27条―第35条の5)
第29条第1項及び第2項	保安機関の認定
第31条	保安機関の認定の基準
第32条第 2 項	保安機関の認定の更新
第33条	保安機関に係る一般消費者等の数の増加の認可等
第34条第 3 項	保安機関に対する業務等改善命令
第35条第1項及び第3項	保安業務規程の制定又は変更の認可
第35条の2	保安機関に関する認定の基準への適合命令
第35条の3	保安機関の認定の取消し
第35条の4	保安機関の認定行政庁の変更の場合における認定の受理等
第35条の5	消費設備に係る技術基準適合命令

法律改正により都道府県知事から指定都市の長へ移譲予定の事務・権限(液化石油ガス法条文)

第3章の2 液化石	油ガス販売事業者の認定(第35条の6―第35条の10)		
第35条の6第1項	液化石油ガス販売事業者に係るの保安の確保の方法等の認定		
第35条の7	液化石油ガス販売事業者からの報告義務		
第35条の10	販売事業者の認定の取消し		
	は偏等及び充てんのための設備(第36条一第38条)		
第36条第1項	販売事業者による貯蔵施設等の設置の許可		
第37条	販売事業者による貯蔵施設の設置の許可の基準		
第37条の2	販売事業者による貯蔵施設等の変更の許可等		
第37条の3	貯蔵施設等の完成検査の実施等		
第37条の4	充てん設備の許可		
第37条の5第3項	充てん事業者に対する技術基準適合命令		
第37条の6第1項、第3項及び第4項	充てん設備の保安検査の実施等		
第37条の7	貯蔵施設の許可の取消し等		
第4章の2 液化石油ガス設備工事			
第1節 液化石油ガス設備工事(第38条の2一第38条の13)			
第38条の3	液化石油ガス設備工事の届出の受理		
第38条の10	特定液化石油ガス設備工事事業の届出の受理		
第	6章 雑則 (第81条―第95条の3)		
第82条第1項及び第2項	販売事業者等からの報告の徴収		
第83条第3項及び第4項	販売事業者等に対する立入検査の実施等		
第87条第1項及び第2項	関係行政機関への通報等		
第88条第2項第1号及び第1号の2	公示		
第90条第1項	聴聞の特例		

5. その他参考事項

保安ネット利用のお願い

保安ネットとは?

産業保安分野における一部手続きについて、インターネット上で提出・確認を 行うことができる。

電子届出の対象となる手続き (液石法関係)

- ■<u>業務主任者の選解任</u>(液石法施行規則第22条) (様式第10)
- ■<u>簡易申請</u> p d f 化した各種申請書類の送付に利用できます。
- ※今後選解任届出のように提出範囲を拡大する見込み!!

保安ネット利用時の利用アカウント

- ◆保安ネットを利用する際は、GビズIDのアカウントが必要です。事前にアカウントを取得してください。
- ◆GビズIDに関する詳細については、GビズIDホームページ (https://gbiz-id.go.jp/top/) をご参照ください。

利用アカウント毎の参照権限

- ◆利用するアカウント毎に保安ネットにおける手続きの参照権限が異なります。
- ◆いずれのアカウントでも保安ネットにて手続きの提出が可能です。

アカウン	卜名	参照範囲	
gBizプラ	ライム	同一法人及び個人事業主のg B i zメンバーが提出した届出の内容・結果が参照可能	
g B i zメン	ノバー	同一グループ内の他メンバーが提出した届出の内容・結果が参照可能	
g B i zエン	トリー	自身のアカウントから提出した届出の内容・結果のみ参照可能	

ログインについて

- ◆電子届出を行う場合は、「保安ネット」のポータルサイトから「GビズID」 を利用してログインを行います。
- ◆利用するブラウザは「Google Chrome」を推奨します。 なお、その他のブラウザも利用可能ですが、画面が正しく出力されない可能性 がありますのでご注意願います。

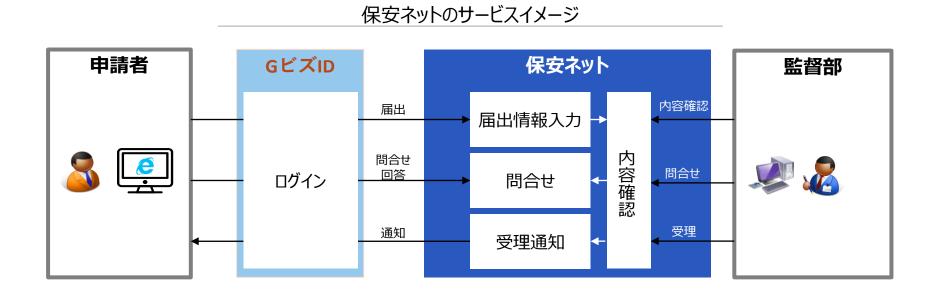
保安ネットの機能について

◆電子届出の具体的な機能・操作方法については、「保安ネットポータル」 (https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/hoan-net/) 内の「パンフレット」「保安ネット操作マニュアル」をご参照ください。

保安ネットの概要説明(1/2)

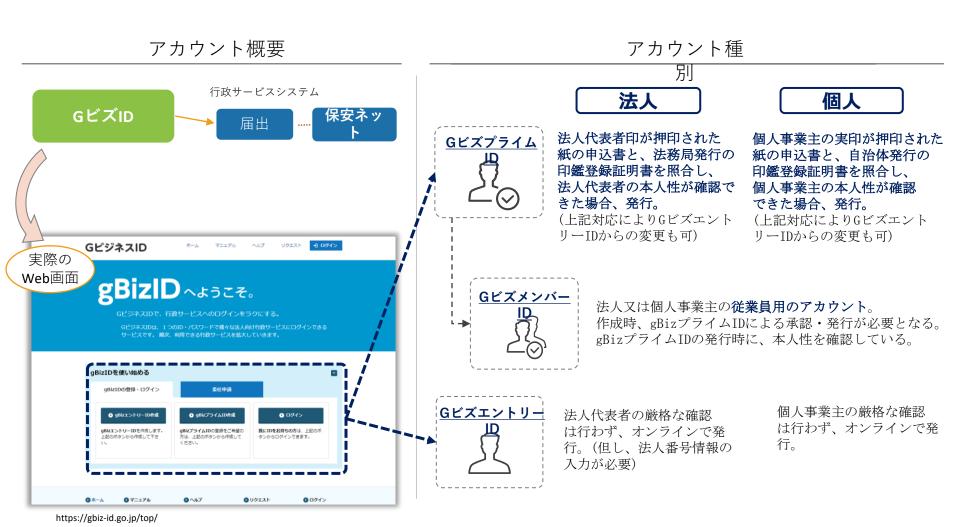
事業者がインターネットから一部届出について電子届出を行うと共に、所管監督部等がその内容の確認等を行うシステムとして保安ネットを構築しています。

事業者の方が電子届出するにあたっては、予め「GビズID」を取得いただくことが必要です。



保安ネットの概要説明(2/2)

申請者用アカウントは、「GビズプライムID」「GビズメンバーID」「GビズエントリーID」の3種類あり、ガス事業ではどのIDでも届出の提出が可能です。



46

保安ネットに関するお問い合わせ先

◆GビズIDに関するお問い合わせ先

<u>GビズIDヘルプデスク</u>

電 話 06-6225-7877

受付時間 平日 9:00~17:00

◆保安ネットの操作方法、不具合等に関するお問い合わせ先 保安ネットヘルプデスク

電 話 050-2018-8381

受付時間 平日 9:00~18:00